特別
ネ3
4295

本3
4295

麗孫日本志

文易篇

亜墨利加合衆國人日本通商の志望公録の告諭記

録元参考の為に引用する書目

千八百五十年（孫永三年当る）麗孫（和蘭甲比丹の名）長崎在館中（千八百四十五年第十月より千八百五十年第十二月まで在役せしなり）合衆國のペルシル名人の率ゐる須合衆国の都府名より麗孫へ贈りし書簡附属の書三通

第一ペリー（地名マシシピ川上）北太平洋中亜細亜州属島の地理改事を伝録

第二同時日人同地より亜墨利加通商を東方に開化する趣向

〈なし〉

ヲ東方ノ国民ハ悉ク命ニ従ヒ蕃孫ノ友人ケントン和蘭人名
ヲ以テ之ヲ書

第三合衆国ノ海上ノ事ハ総ル執事ノ長キンリ合衆国人名
ヲ以テ国ヲ治ムル者ニ東国上陸ノ後東ニ惹ル船ノ国旗
ヲ掌ル人ノ名元無利ヲ事ヲ無下令法ヲ示シタル説ヲ訳ス
官ノ命ハ寛ク千八百四十九年 嘉永二年 ヲ隔ツ事ヲ所ヲ
千八百四十ノ年ノ九月廿日ノ要書利加見ノ記
千八百四十八年 嘉永元年 オルトホイス欧所等ノテイドシキリフト 碑
同年フーフ山ノ欧テイドシキリフト碑中ノケレトン欧ノ書
同年十二月十日ワルキル名ノ孫蔵ノ記録

千八百五十一年 嘉永四年 第十二月八日ベルミル欧蕃孫ヲ女子ウヨ
ルノ合衆国ノ地名ベルミルヲ千八百三十年ヨリ四年迄子ウヨルノ合衆国
及ビ他邦ノデイレクテールアンアケントスカッブノ系任セ一人ヲリ
ノ告牒記録
同時同人ノ蕃孫ヲ来ル八月千モール地名ノ告牒記録
千八百四十八年ノ三月四日合衆国ノ孫漁船ローレンス船号日本海岸ノ
ヲ船船ノ記録
千八百五十三年 嘉永六年 合衆国ノ司フナルモール大統領（プレシデント）の名ヨリ日本シフーク
ニスノ国ヲ書 使節彼理齊ノ来ル
合衆国海岸及ビ部府ノ地図
大統領ヨリ出ル使節ノ事ノ拘ル改録

亜太利洋角ちゃぷ海蒸気船通路の誓約記録

把那麻地名の宿地心安く慨道書法通度載の図式

今最国海河用蒸気船の図

今異国陸戦海軍の絵

今農作収業穀菽物の目録

子ウヨルク地名ボストン日上寺の雑記

今最国商売品物の値録

千八百四十九年今異国産毛織の様式

千八百五十二年嘉永五年に当る 辛二月子ウヨルク地の告牒

同年辛三月子ウヨルク記録

同年同月蘭孫所著の商法雑説中日本記考

シーボルト名人日本記考

千八百四十七年弘化四年に当る ラウツ名人所著の茶記考

カールキットル名人所著キューレン地名の日蔵雑記

葉孫日本志交易篇

外國人日本通商の企亜墨利加人当今日本へ志望の事を載せる公示の告諭紀録の事

我邦日本ふ在り対ベルミル欧人の歴数千八百五十年 弘化三年 来一月八日ワスシングトン 共和政治の都府 より渡り一翰を得て示す

右示書を附箋の為より見則彼地執事評議ありて共分き係りて既に日本の事ふ関り第録評議生ず

共和政治於て和蘭仏蘭我交ラスリ欧人の評議国

花の事を深く強るべきい元り

第一ニヘリー（地名マンシュン日上）小笠原海中無人島ニ地理学
商法保護ニ及ブ命令ヲ発シ兵数千八百四十九年 弘化二年ヨリ版
ニ新タナリ
第二無人島利加国ヲ東方ヨリ西方ニ伸ブル都市ヲ東方
国民ヲ撫シ軍艦ヲ我友ケレトン紙ヨリ出テ送ル為ニ海ニ
ノ命ヲ発シ千八百四十九年 版ニ新タナリ
第三海上事ヨリ撫シ報事ノ長キニ亦甘和政府ノ新
面ヲ改ムル為ニ上海ニ於テ蒸気船ヲ用ヒ海ニ於テ
不完全ナル為ニ流金ヲ海ニ年ニ流セ常ニ依テ八百
四十九年ニ版ニ新タナリ

第一ニ当ル年海ノ為ニ無人島利加領漁船ローシンス船ラコダ上日
軍艦ヲ及ボシ漁民ヲ救助シ捕ヲ免ル自由ヲ帰事ヲ
約束セリ此漁民ヲ獄ヲ免ル甘和政府ノ為ニ
思ハシ切ニ無人島利加漁民感謝シ学ル風俗化ヲ以テ
於テ公使ヲ布ヲ送リ漁民ヲ救ヒ為ニ感謝ノ意ヲ表
ス公使ヲ送リ送ル和政府ヲ感謝ノ意ヲ表ス
ヲ法律ニ慈ノ人民ノ別度ヲ改メ無人島利加国ノ元
ヲ陪従ヲ者ヲ且サンフランシスコー小無人島利加の港名 上海貿易ヲ国民
ヲ蒸気船ノ元杉刑財馬流球ノ地ヲ石炭場ヲ設
新国ヲ使ヒ第一ヲ利ヲ三ヨーダニス 四時ヲ公方様 の所ヲ
ヲ

執政相ひ与に日本政府兼任すべきを勧めんと欲
怪を変革し事務繁雑を宜しく恨を以て知るべきなり
けんを願ひて止まず故を以て今結ぶに至るべきなり
我国当今諸国に日本大勢列国危事の両事に
征戦が為に事務日本無量の産物を生ずべし
り文易を以て太の利を得ん法度を設ける事の政府
を以て実領の法度を修定し政務を法律に恐ら法度を
改革せざる類なり
男子の為に日本の為を必ず太事なり決して
若干を可なる仕方に無量加人の交なり

我国学ぶ附録の雑説を志し四ふ脱書人民殷
千八百四十九年の自英吉利無量列が仏蘭西が法国
乃ち趣を変ふ若干の事なり
先日本と最向に亜墨利加合の抜亡を嫌
し然し日本人向後差別を勿論を知る亜
墨利加使日本新を立新し義法の多存
なるを以て景策を以て危殆乃
新事に対し迷の最向に亜墨利加の法の利
を使の為なり仏蘭西中の説なり

一 公説録と亜墨利加海一般乃国高徳中印度に至り知ること

貿易ヲ国ヲ経テ猶ヲ年ヲ歩ミ難漁及ビ茶葉船ノ通路
ヲ目指シ英金国領ノカリホルニ（小アメリカ州の地名）ヲ雪ヲ備ヲ
東方ヲ経国間ノ基ヲ出ノ多数ヲ寓説ヲ行弗ヲ

一 オルトホイス紙ヲ自英ノテイトシキリフト（諸中ヲ）義数ヲ八百四
十八年ヲ説ヲ画ベブーフユル人名ヲ千八百四十八年ノテイドシドリフト
（名）中ハ計数ヲ指ル ケシトン紙ノ出名ヲ義ヲ行

一 ベルヒル人名ヲ自英ノテイトシキリフト（諸中ヲ）諸数ヲ八百四十八年ノ説
ヲ画ベブーフユル紙ヲ千八百四十八年ノテイドシキリフト（諸中ハ）説
指ル ケシトン紙ノ出名ヲ義ヲ行

一 ベルヒル紙ヲ義数ヲ八百四十八年ノ説
多ハ他邦ノデイレクテールフアンアケント人カツブ（諸）ノ住国ヲ東方ノ
諸政府ヲ国司ハ出（諸）ノ印度ノ出ヲ徳ヲ国
豪所ヲ利ヲ寄ノ名ナル国ノ風俗ヲ式ノ通法ノ歴史
英金ヲ利伊国ノ和英ヲ通紙ノ侍ヲ東方ノ出産ヲ人
民ノ貿易国ノ道ヲ公ニ矢ヲ出ヲ（諸）
入ノ赦免ヲ指ヲ必ベルヒル紙 地球ノ争法ノ他ノ利要ヲ
紙ノ多ノ力ヲ以ヲ也 此説ヲ名附ケ東方ノ英国ノ芸国ノ
ベルヒル紙曰前ノセケンタリスデルミカツトカールル（諸）ワルキル
紙 英英ヲ検閲ヲ象ノ国ヲ商ヲ器ノ江ノ数多ヲ
紙ノ英英国ヲ説ヲ伊方ヲ 説ヲ〻ヲ志窟ノ出ヲ説弱

[illegible]ハ伊小西面要ヲコシユル官アケント
上月等ヲ任セラレタル様家ヲ相ワルキル
欲名 其西国ヲ他邦ヲ分領ヲ[illegible]ヲ地[illegible]ヲ見
[illegible]ヲ[illegible]ヲ国ヲ[illegible]全備セ[illegible]ヲ政府ノ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ相[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]
事免許ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ除ル

一 [illegible]ノ八年ノ十二月廿一日ワルキル欲其西ノ[illegible]
[illegible]ヲ義[illegible]ハ其政法[illegible]ヲ[illegible]及
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]

中為業貢献物ヲ以大ノ[illegible]ヲ東方ノ国民人千四百計
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

乃チ印度洋ヲ経テ紅毛国ノ道ヲ開キ以テ長崎ヲ経テ
浦賀ニ至ル約束ヲ以テ開キアバイスシニヤ地名アラビヤ海ニ寄ル名ナル
港ヲ以テ亜墨利加ヲ見テ其ヲ地ノ産物ヲ
ヲ義ヲ以テ人命ヲ重ンズ以テ諸国ノ大任ヲ交ル官府子ウヨルリ地名ノバンキール金銀指アリ保証
スエユラテユール保護レートル船上シケーズホウル船ホ名ヲ犯セリ物此
等諜ヲ其和政治ノレケント該後或執受洋学ノ武術被子ウヨルリ地名フイルモール人名乃チセナテコール館シワルト人名以告諜ノ怒ヲ恐レ
俗ヲ弱ヲセリ

一 斯ノ如クニ諸国交通官家ノ記録官吏ノ官人各

名ヲ犯シ歴史八百四十六年第六月日テイクス人諸国ヲ歴
ル西ノ国ノ事ヲ以テコミサーリス級ヲ強ヒ
ベルナモール地名ヲ北帰ヲ地名ヲ名ヲ犯
ル事ヲ以テ貿易ノ国ヲ設ケ其ヲ我政府ヲ特
ヲ使管ヲ送ヲ促セリ

一 四年第ノアメリカ其和政治ヲ人民奥度ヲ速ヲ備リ
第ヲ統治之易ヲ姫名業ノ事ヲ同盟ヲ御和事
ヲ付親ヲ通リアメリカ諸国ヲ和ヲ他邦ノ産物地政
第乳信ヲ存ル我国ヲ文易ヲ外国ヲ異ル事ヲ
信ヲ外ヲ存ヲ外ヲ安ヲ

一世界諸国政府の法則なる事は東方の人民と国交貿易の道を開き其利益を保護するに必要なる法則なり

海外事情の経験を要し小洋を南進し別我が国産物を運搬し加工し改造するの事

アメリカ人民は文易を始て東方西方の地方に発達せんと欲する

一世界諸国の告諭事件を発する説明を掲載し発出

一外国交通の道を開き貿易の必要なる

好機会を見て危事を解し他漢港を分離南

方の海岸スユンシヤとは港名なり

地名文易の郷名なり海街い字

唯対馬の島廣下已に復帰せり対馬の島

アメリカ人志望サンフランシスコ地名と海貿東の

通路に位置し周囲多く交通の上地を共の

従来外境界なる古地に炭屋浦なるべし

一外国と相交人情海慣の貿易は十分繁盛

なる事年来政府の貿易を制禁せり然

[illegible]

[illegible]

一

日本人と[illegible]敏[illegible]なる性質[illegible]人と

比較[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 少年法令の厳密なる
殺人の絶たざる静謐なる
豊薗たりしが近代
邪教流行あり
之薗り之報義
半後始めて教示を
術学測量天文地理西洋
西洋の伝来を聞く
庚子冊子殺十七万備あり
之を合法律を最も
厳

一 近国の貿易
繁華なる
如其当今
然りしも
弥蔵の
海名 ヤヒ
之を言物を
易世人の
仍て全日少年
厳

一 之親の
盛なる
庚戌
蓋
法度の
乱を畏
頃の法
高氏十八
スエヒヤン人と貿易を
利加舞
出
識
貿
免
隠
廉児島の

大なる物産に於て厳禁ありて以て
侍屋敷なる氏世人部を高ゆへ家を及
急西無人と貿易を

一 久和年中より幕府農工の法度物産
国を人民殖産を移国本業農作を
移大坂より奥庶民サニカル稿 小倉長崎に倣ひ
の市街に於て高貴の品物の値段を
産業を励ひ法令あり

一 大坂を初国産物の大市なり此御民出張
ち地産川口なりて住民高貴婦人を以て他所に

傳ふ所の者

一 久和年中和蘭国を船数四隻を限りて年々来
自吹崎四隻より長崎に四年を強供貢を獻して
江戸に趣国を物産を交国の貿易を国の繁
まを来る限り年々船数十二隻を以て輸贈する
品物をアメリカ産本国彼帰りあり是を財馬田
の者彼より長崎に送る者

一 和蘭産物の多数を限りて甚少しく定貿
みを長年交を以て芳を以て民の為港
漢を所を所を船贈の品物を傳ふ常を予銀を

仕出シ船ニテ和蘭ニ送リ和蘭ハ
出港者ニ対シ賠償ヲ求メ結局多額豪
商ト利里列ト間抗争ヲ続ケ遂ニ利里列ハ
敗ヲ取リ利里列大ナル事一更紗事

一 ルヒヤ金銀ノ抗争ニ及ヒ遂ニ廣大ナル事一更紗事
ヲ言フ千八百六十年ノ頃ルヒヤ金銀間ノ戦ハ国ヲ挙テ
ルヒヤ敗事敗ノ報ニ接シ公ノ説ニ我ヲ以テ小米ヲ
敗ノ報ニ接シ四十万弗ニ達シ公ノ説ニ我ヲ以テ小米ヲ
ルヒヤ大ル米ヲ買金銀海ヲ為ス危業ハ仏像ノ法ヲ
ヒヤ於テハ国用ノ貿易ヲ多ク為ス事ヲ以テ

蓋此ヲ国用ノ貿易ヲ金銀銅ヲ

一 西暦千八百六年ヨリ千八百七十年ニ至リ少方花旗洲ヲ
漁業ヲ営ムヲ以テ其ノ為ヲ大幸ヲ為ス事ヲ以テ大抵此
年ヲ漁船ノ航通増ヲ船ヲ指定港ヲ清国
紫内ノ搭載ノ地ヲ角ヲ以テ陸行ヲ和船
強盗ノ悪ヲ為ス事ヲ和ヲ害ヲ雇ヒ
レンス船ラコダ上ニテフイットベットトック上ニ
ヲ向ノ為ノ貿危運ヲ為ス事ヲ
ノ助命ヲ為ス事ヲ日ヲキュルリレン為ヲ衰ヲ
形ヲ上陸ヲ十七日ノ為ヲ

之接待ニ人道之所為ヲ盡シ其因花ヲ見ル為ニ走ル
ヲ為シ之ヲ掬スル尽ク業化ヲ以テ蜀ニ到ル
者ヲ命ジテ厚救ヲ加フ百四十八年ヲ経テ国勢ヲ紀徳ヲ
表シ碑ヲ建ル者ナリ

一ラコダ船ノ来航セシヨリ上海場所ノ長ヲ幽因世ヲ傳ル
中蘭所ノ如キ物デツトベットトツク船号ニ乗組ヲ上二人ノ漂
上陸ヲ此地ヲ別テラベー島ヲ南方ヲ以テ久年領ヲ
計ル氏ノ如ク過ル者ヲ優ヲ食住ヲ与ヘ
彼ヲ之ヲ常ニ蜀ヲ為ス者ヲ報ス所ヲ三百年ヲ経テ米
利ヲ思ヒ之地ヲ東浸漸氏ヲ以テ自己ノ場所ヲ遂

退セシヲ後智ヲ発シ上陸ヲ拒ヲ於テアメリカ漂船エロ
ーフ欲ヲ飢助ヲ与ヘ

一要用ノ物ノ如キ欠乏或ヲ烈風強雨ノ之ヲ蜀ノ漁船氏
ヲ為ヲ乞ヲ求ヲ拒ヲ絶ヲ久年港内ニ来リ彼ノ恩ヲ
忘レテ事ヲ以テ暴人ヲ使ヲ多数港内ヲ乱ヲ後
ヲ代ヲ和ヲ求ヲ氏ヲ国ヲ為ヲ
ヲ以テ者ヲ忽ヲ国ヲ生ヲ然ヲ蜀兵ノ如キ為ヲ長
沿津ヲ送ヲ地ヲ於テ再ヲ国ヲ生ヲ為ヲ
ヲ食物ヲ僅ヲ米魚水ノ如ク戦ヲ多ク辱ヲ受ケ深
除ヲ謝セ其ヲ性ヲ温ヲ我邦氏

此の如く是非を対するに所謂人情を察し我政府深更に
至るを知り以て政府と家氏鄭隠祝海道高浅
等の人を招き以て政府の意を除ん事を乞ひ是則時の
陸奥宗光氏を清国に遣わすを当時の使を
以て彼和の時を接過寛容の度量を忘
逃受留吧生等の如政治ニヒル雖ども回復せん事を廣
義を蒙ふ事用コンヒルヒ也迫理四実の異
宗光ショーグン相手に於て政府篤と考へ和件
人倫敬道の奉光を稱し日本政府対孫戦を称ふ此

黨宗の主を罪人蒙ふ法律の実況を考ふ
僕二渡のフレカット船を以て事是平而て福寿の年
政府を以て逐ふ我本多伯爵らふるべめん
一 ふ氏の年海道帆場雪アメリカ孫源氏高賀の少年を
他和邦の人事高賀祝海を第一或を地位或を学術志
し多数の年を以て地未を以て少年政府力に及
ふ事多幸の法を全事を第を招き率
一 地限国を少年を家多り健康体場最良伊氏南
ゆ〻を激る勉励の性多り人丁五千を過ぎ事〻当産
を量に〻を貿易品物界係ゆ〻四海世人称仰英智

実ニ天民の情義工我者ニ
比シテ之ヲ解通ニ
政の間ニ天恵人他
乃国ニ於ての大事を
御報告申

一亜墨利加漁船マニハッタン号船司メルカトル名
百四十三年
民を洋中ニ於て
乃ち
捉獲ビットル名
怨雅ニ
ニ
示せり

一
大乃名ウエルバールト
界ニ
八軍艦ニ
乃
英
英
八ニ
ニ
ニ

一各〻為国規の義務の道を尽す事を以て
基本とす〻

一外夷要害列強の為に交接場所の如く強ひ事を為すなり
然るに私国務の企帳場所サニカル地名海岡を接場
前島対馬の為にコレラユヒリ船の港を場所を
設け以て強盗に於て人を殺害商
業を妨害する事勿論而して日本人慈善私製作医
用の為に設る陸戦法則を知る者
学ぶ者一人を別に知人の性活男女を以て政府
て多民の強暴を強き東京一四
多西洋国通商場所を開き国内に
加る慈善私事西の便宜より政府を設国
政事を法学制の為知恵を求る事吹聴把り多菜
和を尊ぶ事を以て偽る事

一当今和蘭人を使役の為に外民の交接を防ぐ
意思なり彼を所須印度の為法を設ける
策なり却て軍艦三四十を犯る和蘭国を外
外国通商業の説を使て世人の家を害る男
を制する世ウサセム欲の為に政府使て外国業無の
為を公布して是を以て日本国

以て[illegible]り方国家の[illegible]日本[illegible]陸[illegible]を[illegible]
[illegible]

一 仏[illegible]良かり[illegible]節を[illegible]た何の[illegible]
唯世法[illegible]
[illegible]
関係[illegible]白[illegible]
[illegible]
[illegible]
国[illegible]
の[illegible]上を[illegible]

[illegible]君[illegible]の法別を敬恭[illegible]
府[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

より見て貿易繁盛を企ありと思ふ事ヒユコボルト
名人の説なり
一横浜より支那を指航海一昼夜
名義ニコボルト名人の説なり強色より年の変換の通を
言へり那をバナマ地名の容地を潤海と為す海峡合
の意なり者一般に山岳地を アメリカ合衆国の年の
雪の小高き所の高さ千程六千里を減じ殆ど四
分の一アメリカ共和政治を国体とせり亜米利加の国
政を多く一人に帰し者事の容易なるの情なるの
故なり
一アメリカ人の智巧者なる国にして今バナマ地名の容地に開港を企て
の企あり是を二ウカラナーダ国名の政府より エスピンフイト名人
スチイフヒンス名人シヨーンシヒト名人なる者一アメリカ南部の役
けんを二ウヨルク地名に於て談笑せり既に成功の程測り
難き事を以て起こし世人の考へは開港の事なれ人皆
六十六年の頃成船を造れり
一亦横浜開港道マグ子テイーセテレカラー 横浜の半ばにて 沖縄
苦勢なる岩名を
を以て交接を企あり之を説を居る山を
カリホルニ地名オレゴン地名の両国の所属なる アメリカ州を盛
なり家氏印度の金鉱通帆活極一南海の国名緑
漁場第一云年の所領の海岸極美ヲ

オハカ地名ノ諸カムシカツーカ地名ベヒリンスタワート地名ノ氷地
を国統ふる所なり山道多寒冷ノ松樹九月四日落葉
ヲ下ス多之ふ過冬ス多ス我国ノ統領を
海上ノ権柄ヲ総利ヲ居無ノ自ラ我国ノ統領ヲ
しを之を管掌するの関係あり

一サンフランシスコ地名高業ヲ利ヲ為ス事無ノ所なり
於ヲ遠隔ヲ方国ノ為ノ政令ヲ出ス所ノ法ヲ
一アメリカ海ノ為ノ政府の地ノフレミテント名国ノ為ノ
使ノ為ノ事ふ相ノ政府アメリカ洋角ヲ海蒸ヲ通
海ノ権約地帰ノ通商ノ法マグ子テイーセチレカテーウ

前ノ記ヲ引ノ為ノ相違ノ一オニブン地名カリホルニヤ上ノ有ノ洋蒸ヲ物ノ
ヲの為ノアメリカ海ノ河角蒸ヲ松ノ易ノ蔵ハメリカ陸
戦海事ノ務ノ為ノ法ヲ通ヲ法ノ像ヲ真ノ式金元ノ法
国ノ保ノ出ノ元ノ陸ヲ測量ヲ又税ノ為ノ多ノ人ノ品物
ノ為ノ出ノ物ノ種ノ為ノ花ノ花ノ業ノ為ノ物ノ為
アメリカノ国ノ緑子ウヨルノ地名ホストン上ノ寺ノ絵化ヲ花ノ為
ノ為ノ物ノ使ノ緑ノレシデンド国ノ為ノ為ノ画像ノ為ノ
ウロ写ノ為ノ一種ノ為ノ以ヲ等ノ為ノ為ノ為ノ為ノ百四十九
年ノアメリカ為ノ為ノ為ノ為ノ

倫敦の学院を設て諸国語の学問を教授
せしめ其外諸科の学問を講習せ
しめ国中に学問を盛に為
る為に政府より地租を出して
諸学校を設る為に地租を出して工
商税業等を撤廃し法律を簡略にして
人民開化を要し利益国富を増
進せんことを示さんことを
但し紀伊国の説也

英人墨国を撃のカリホルニヤ地名を攻向らるを以て墨国より
十年を経て千八百五十年米アメリカ国より
既に千八百五十二年に於て米国の金を呼び
一厚敬を千八百五十二年月二月子ウヨルク紐の名所なり
一生来病弱の感有を以て政府を辞し東
印度海を口を経て帰国を以て政府を攻撃し
皆オーカツキ人名若年に関て任を辞せしこと
カツト船ニユスタヘン子号船を以て最も多く佛国の意図を
を以て彼国を出奔せしなり
一其後国王脱出和蘭国に政権已に暴に帰し世を辞せり
アメリカ使節ペルリ米国向の事 但子千八百五十三年月十日子ウヨルクの港解
一東洋諸国を第一清国に男海軍アメリカ州東方を
攻撃の為諸国を伐也 如此の計策なり

一亦国ヲ白和地方百四拾里ヲ越ヘ小岸ニ千余戸ヲ経百九度ヲ白日十三度ヲ以テ悪地の小反
ヲ以テ之ヲ支ヘ候我国ニ於テハ昨年ウオレカス地名ヲ昇テ
ヲ子ウヨルノ川ヲ上リ北風強ク吹キ
国元連連ヲ以テ之ヲ病ム者大なる事ヲ以テ
治アタラ海洋ヲ渡リ
対ヲ幕ノ和帳先の為ニ
ヲ移百ヲ家族漁船ヲ
ヲ選ヲ其ヲ食料ヲ
外後両の者ヲ後ノ

人民殺害セラレタル別紙
蝦夷ヲ罪ヲ雇ヒ和蘭船ヲ人民殺害セ
ラレテ事務ヲ報ス偽情ヲ以テ実料ヲ
ヒ後ヲ文ヲ例ヒ為ヲ係ヲ
一厚敬ヲ今日ヒ年サフランシ船乃船司ヲ
但花旗国軍ヲ厚律ヲ赤ヒ五ケレス軍艦ヲ
一アメリカフルヘット船ブレブル船乃船司キリン砲食猫
ヲ家ヲ人ヲ新年ヲ日和人ヲ吹ヲ恵ヲ
一亦ヲ船司ヲ食猫ヲ
粉ヲ今日ヒ年我ヲ医ヲ

[illegible]人の[illegible]物を[illegible]

但[illegible]百二万年[illegible]律[illegible]ヨリ[illegible]アメリカ軍艦ニ

一 テイリデンス私号ノ[illegible]氏ハ[illegible]助セ[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]食[illegible]所[illegible]ヲ[illegible]送[illegible]ヲ[illegible]以テ

[illegible]ノ[illegible]殺セ[illegible]ヲ[illegible]

但テイリデントハ[illegible]三成年[illegible]ヨリ送[illegible]

[illegible]氏[illegible]人ノ私ノモノト別[illegible]

一 我輩ヲ云日本[illegible]氏殺害セラル事ナク[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]一世人ノ[illegible]

[illegible]氏ヲ住所ヲ送ラ[illegible]ヲ[illegible]ヲカゴ[illegible]

人別我ヲ

但[illegible]

日本[illegible]人[illegible]ヲ[illegible]通[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

從ツテ兵氏ノ家ニ寄ル計ニ成リ病勢日ニ進ミ陸氏の出入自ラ絶ヘ
タル後ハ時々ハ滝清減ノ為ニ氏ニ扶助ヲ
賞ス乃食慮少シトセン氏ニ依リ陸氏ニ於テ等氏の接
ニ対シ其ノ家ニ稽ヲ留テ出ニ言ヲ除キ国名
ノ道ヲ安ク事高恵ノ為ニ習ヒ要ス
田ニ何の故ヲ以テ亜メリカノ伝教の為ニ報ス
ル之ヲ何事ヲ以テ彼ノ感謝ヲ表ス
ニ情ヲ以テ以テ虚実ヲ問ヒ一ニ氏
乃ヲ以テ自ラ厚ク之ヲ待ス今日ニ至ル
十年ノ月日乃ち氏ニ至ル氏五十五人ノ和政

府ニ為ス能ハ之ヲ国ニ回ス此ノ如キ少年学生ノ
授業ニ事ハ一ニ家ノ恩ヲ以テ医業ヲ続ク
唯礼物ヲ以テ其ノ情ヲ謝ス
ニ徳ヲ完ク国ニ用ヒ其人の出ヲ待ツ
惜ム事役乃ち他人ノ為ニ
ニ恩乃催報ヲ遂ル為
当人ニテアメリカ合国
ニ之ヲ信ス家ノ為ニ
人稿ヲ出ニ事ハ陸氏ニ於テ例ヲ
ニ人ニ為氏ヲ長ク恩ヲ保

仍一其方の法令より
少和国法律を設の函館を初め箱館アメリカ領箱館新
年サンガル地名乃浦々を以て既に魯国領地に成る暴風を慢る
海賊を防ぐ為なり之を報害を実に以て厚かりし
新たに恐るべき諸国の所為を防捕猶予なる恐べき人系
絶なる和蘭を以て隆盛を動かす所なり
所なる和蘭あるを既に久く絶なるアメリカ領地を望みより
を暴虐を恐の地を以て報復を図るに事一変を
以て我政府田を恐る図り少和人を以て国なを以て民の為
政革せしむる為也

去年アメリカ領箱館私に日出一変サントウヒス砲を備る所の城
郭場なり之を遠清なり給ひ少和国厚く補厚
を以て遠清を清厚なきを以て
〜〜〜〜オホツカ海の国を虎下に法の暴虐を道を
別なるを以て
一 系統者は地を変乃厚徒を以て
賞良法政府出を以て薩の藩の為を以て
以化一自修法律を以て民政治を以て
雖りを和蘭を清者〜敬を暴風を国を清り合を
徒国を入事を以て養意厚かりしあん

前の通信より始まりて督べし欲の多き夕年
漸漸多きを以て供物の人民異風のごとき入国
由なく人の事我を信を防ぎ第人第代の和
居住いまだ当に仕僕を設ぎイスパニヤのホルト
カルを以和蘭禁ずるを以て信仕を仕僕乃保
を絶ずを乃我信者国を忘の事最甚し今べし欲
宗教を時をいまだ絶ずまたを無戦
ことを異を止まを自ら乃満ず保ずる
家氏を報ずんと欲を我聖教を省三十二年
ずを国英の高法雑説乃我化防を同宗を尚

一ことごとく公の使を寺
一たびを宗門を加を事を禁を徒
民の奴利を加事を一隅を和第人を世氏のの乃年
業節を乃を乃を為を為事筆中保家物
の主人当今の政を為を元を為へを三ホルト名り年記
防化例中を四を国を防を
家を人を乃を普福乃ホルト隅を歳百年を当年乃
旭を為を乃を保隅の乃を国を慈を隅を
政乃を保の物を国を国を慈を隅を以を
新法を高を以氏也国家安乃の和を法を乃氏

旧幕府の法を他人の法にもとづきて
事情規模を新にするのみ
但し其方の法を他人の法に新にするの
所謂いろいろの人民国家の法度を改革
する事
一 各諸ラウッ欧羅巴の人皆学士等其四方に記者を国
家に置き
上民也智勇信義倫理の側警を国に常に学識
ある者を撰び任じて王侯を始め政の得失を伺
御き天事をいろいろ意情を絵図の如くする事

但し其方の法を他人の法にもとづきて
一 上特愛を尽くし提督べしり欧国家向忠勢の場合
ある者をもって是を留守に置き敢雄大決断の機を備へ
て行ふ所為を機敏に為す事
但し欧州の人命を重んじ情慈を施す事
廣世界の為民の無苦無楽
なる事の為方に於てアメリカ国の典例
なる事の為方を御覧ず
是を借る事程を慈愛を船に乗せ
上フランシトン日 上 ケ花フレガット 松島 船ホ ミスリヘン子 弧 ミスレスレッピ
クヘン子 弧 沈猫 船ホ子 一説に陸軍の像備りて

世界の為を思ひ報ひ当今の知る所なるアメリカの
ごとき国柄なりとも係要なる兵器を備へざるべ
一我が新発明を惜しみ今日海防の為を為すの
所なる信ずり唯勢を示すのみ
用ふる石炭のごとき日本の地を他邦に備ある国
出ずる石炭の新発明なるべし
今多くは只アメリカ国のみ有る而已
ごとく人事を新発明の効験を以て
投書べし欲り
しかる国産ごとき
天竺の船ごとく回帰せんごとき
天竺の船ごとく平清盛
ごとき
獨り国産の品物を捨て
ごとく家氏報害せざるべし
一今多くは
智べし国産を事とする
名称のごとき当り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家毛多くて麦を以て主とす其外小麦深麦蕎麦黍
豆を産出金銀銅を多く産する国中の年貢
一億弗トルラルス（銘銭）乃多分ハ
蝦夷人サカル（地名）乃海の鯨を捕る二里海岸
近くて毒蛇多し蝦夷人の仮屋を建て
山陸に居て海を稼ぐ獣を戒め自由を海に事とする
所に所謂出産のハイブレシデンド（アメリカ合衆国の世襲司官）
存して兵を事とせり尚ほ国の事に関する毒デエルウエブストル
人名（海軍大元帥）ゲシヘム（人名）出て
法度の格を設ふる家国度乃後ハ
毒銀接種の易我国に比して当年流行
好て諸国乃通商盛なるを
我国乃諸州乃国産乃多分の産出を
能く小麦深麦を用ひ食料とし外国乃
産金銀に只小麦を僅に法和業貿易の稽品として交換
吧に運送して
金銀を外国に出す事厳禁なるを科斬乃刑に当
る国中乃年貢を侵四万ドルラルス銭の高を
乃ち聚て国中改道尋の事に富を富へし
何れも年貢牧を納る事行事